

守谷市立小中学校適正配置基本方針 の検討について

令和6年7月31日(水)
守谷市教育委員会
学校教育課



I. 学校規模の検討について



■適正な学校規模(学級数)

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
(同省令79条により中学校に準用)

国が定める学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」とされている彈力的なものとなっており、地域の実情に応じた検討が求められています。

学校規模の分類

規模	学級数		検討事項等
	小学校	中学校	
過小規模校	1~5	1~2	複式学級が存在する規模
小規模校	6	3	クラス替えができない規模
	7~8	4~5	全学年ではクラス替えができない規模
	9~11	6~8	半分以上の学年でクラス替えができる規模
	-	9~11	全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模
適正規模校	12~18	12~18	全学年でのクラス替えが可能
			学級を超えた集団編成が可能
			同学年に複数教員の配置
			(中学)免許外指導の解消が可能
			(中学)全教科での教科担任による学習指導が可能
大規模校	19~30		
過大規模校	31学級以上		速やかにその解消を図るよう設置者に対して促す

(出所) 本部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」



■学校規模のパターン(学級数)

国基準



11
福
122
福田3

R5年度
アンケート
調査



R3年度
全国
実態調査
回答割合



※令和3年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tekisei/1413885_00003.htm
 全国の教育委員会を対象とした学校規模の現状、少子化に対応した取り組みの現状等の調査

左記のパターンは「学校規模の現状(報告書P12)」における1学年あたりの学級数の回答割合をもとに作成

スライド 4

L1 令和5年度アンケートについて、教職員と未就学児の結果も入れてください
LG210105, 2024/07/24

福田2 追記しました
福田 宏治, 2024/07/24

L2 全国実態調査についてこのページの端にでも※で説明を入れてください。
LG210105, 2024/07/24

福田3 欄外に当該調査の説明を追記しました
福田 宏治, 2024/07/24



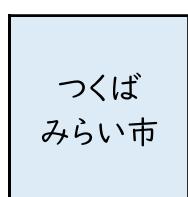
小学校 12学級以上が望ましい
中学校 9学級以上が望ましい



小学校 小規模 11 12 適正規模 24 25 大規模
中学校 小規模 11 12 適正規模 18 19 大規模



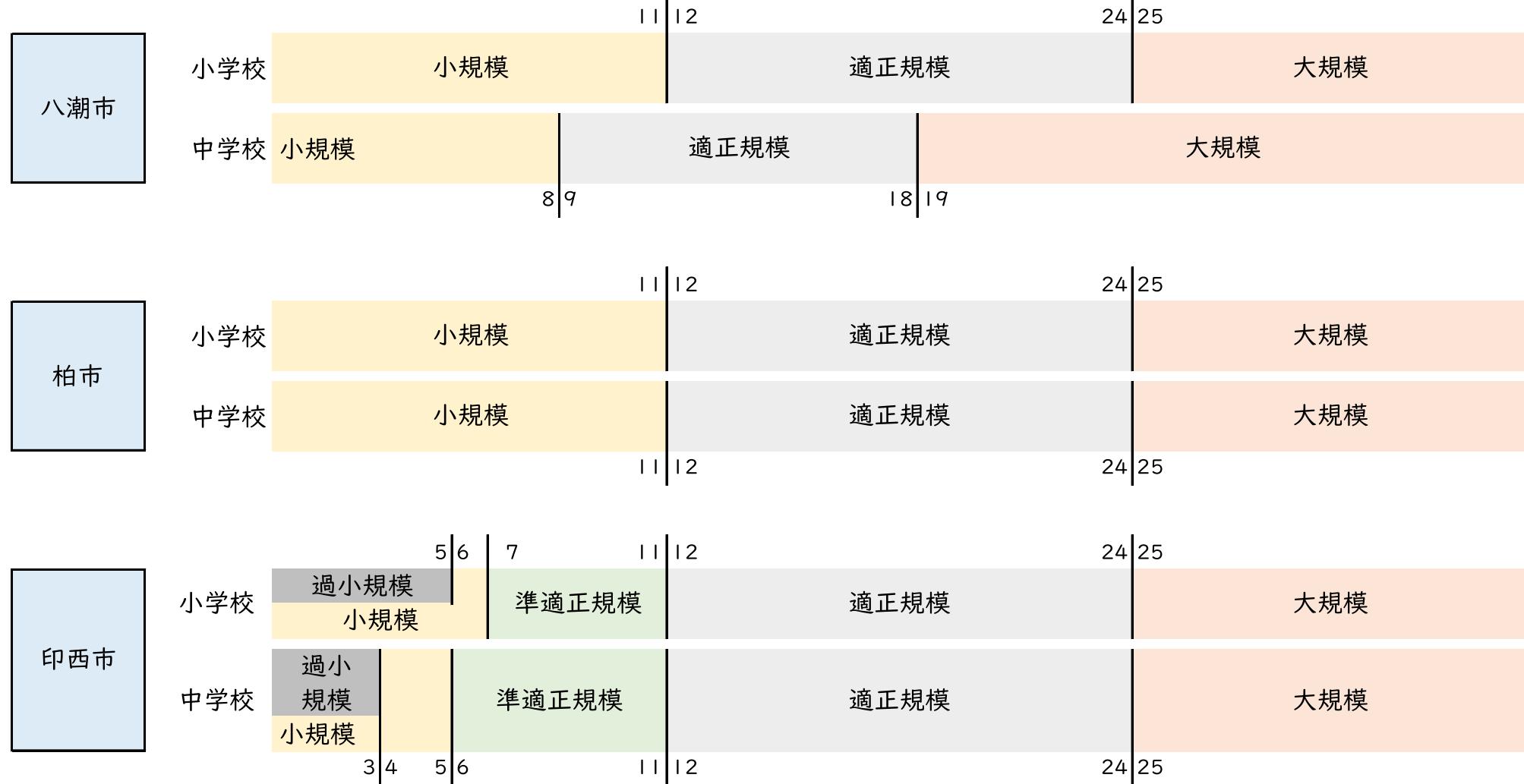
小学校 12学級以上が望ましい 11 12 適正規模
中学校 9学級以上が望ましい 8 9 適正規模



小学校 1学年2学級以上 11 12 適正規模
中学校 1学年3学級以上 8 9 適正規模

スライド 5

- L3 つくば市だけ表になっているので、表もしくは文章に統一してください。
LG210105, 2024/07/24
- 福田1 3市とともに計画書内では文書で記載されているため表形式に統一しました
福田 宏治, 2024/07/24
- L4 3市以外の例も入れてください。他2市ぐらい。ちばぎんさんがご存じな市やTX沿線の市など、八潮、三郷、流山、柏など
LG210105, 2024/07/24
- L8 市の案や次のページが表になっているので、このページも表に統一お願いします。自適正規模のみ定められているため上限以上については前頁のようにするか、グラデーションのように徐々に消えていく感じでお願いします。また、短い文でいいので表の左側に「○学級～○が学級が望ましい」のような文章も入れてください
LG210105, 2024/07/25
- 福田8 表形式で統一して作成しました。グラデーションで作成しており、上限は小中とも18学級とします。
福田 宏治, 2024/07/25



スライド 6

福田5

柏市はR5・6年度であらたな基本方針を策定中です（左記事例はH28年度策定）

福田 宏治, 2024/07/24

学校教育法施行規則41条(中学校は同79条)で標準学級数は「**地域特別事情があるときは、この限りではない**」とされている弾力的なものであり、地域の実情を考慮した設定が可能

■守谷市における学校規模の考え方(事務局案)

事務局 提案	小学校		中学校			
	過小規模	小規模	過小規模	小規模	適正規模	準適正規模
	5 6	11 12			24 25	30 31
	8 9	11 12			24 25	30 31

- 特別支援学級は設置基準が異なることから、適正規模を判断する学級数には含めない。
- 守谷市立の小中学校では規模に応じた教育活動を展開していることから、適正規模以外の学校が「即不適正」ということにはならない。
- 学校適正配置の具体的な検討においては教育環境、学校運営、地域性、通学体制などに配慮しながら進めることとする。

スライド 7

L5

大規模校を準適正規模校に変更して下さい。このページ以外も変更お願いします。

LG210105, 2024/07/24

福田4

修正いたしました（P8も含む）。ただし、文部科学省では従来から25学級以上を大規模校、31学級以上を過大規模校としている点に留意願います。

福田 宏治, 2024/07/24

過小規模校 小学校 1学級～5学級 中学校 1学級～8学級

- ✓ 小学校は、5学級以下であると複式学級の学年が生じるため、異なる学年同士が1つの教室で1人の先生から同時に授業を受けることとなる。
- ✓ クラス替えができないため、人間関係で問題が発生した場合、解決が難しくなる場合がある。
- ✓ 運動会や音楽会などの集団的な学校行事で制約が生じる。
- ✓ 児童生徒同士よく知り合うことができ、人間関係を密にすることができるが、相互の評価等が固定化される可能性がある。
- ✓ 一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。

小規模校 小学校 6学級～11学級 中学校 9学級～11学級

- ✓ 小学校は、11学級以下であるとクラス替えのできない学年が生じるため、人間関係で問題が発生した場合、解決が難しくなる場合がある。
- ✓ 中学校は、効果的なクラス替えのできる各学年3学級以上を確保できず、課題別学習や、部活動等の選択幅が限られやすい。
- ✓ 一人の教員が担当する校務分掌が多くなり、負担が大きくなる。
- ✓ 運動会や音楽会などの集団的な学校行事で制約が生じる。
- ✓ 教職員が校内全員の児童生徒をより深く理解し、個に応じた指導をしやすい。

■学校規模別の特性

適正規模校 小学校、中学校 12学級～24学級

- ✓ 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- ✓ 小学校は、各学年2学級以上、中学校は4学級以上あることにより、相互的な学習における課題別の活動や特別活動等の充実を図りやすい。
- ✓ 小学校は、各学年4学級以下、中学校は8学級以下であることにより、児童生徒一人ひとりの個性の伸長、子に応じた適切な教育を行いやすい。
- ✓ 中学校は、全学年で12学級以上あることにより原則として各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導が行いやすい。

準適正模校 小学校、中学校 25学級～30学級

- ✓ 特別教室等が充足している場合は、適正規模校と遜色ない教育活動を進めることができる。
- ✓ 教職員が多いというメリットを生かし、校務分掌の平準化を通じた教職員の負担軽減や円滑な学校運営を行うことができる。

過大規模校 小学校、中学校 31学級～

- ✓ 児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、指導を充実させるには規模が大きい。
- ✓ 校庭や特別教室、体育館等を使用する授業の割当調整が難しい。

■市立小学校・中学校の学校規模(普通学級数)

	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2033 R15	2038 R20	2043 R25
大野小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6
高野小学校	7	6	6	6	6	6	6	6	6
守谷小学校	23	22	21	20	19	18	18	18	20
黒内小学校	35	38	40	41	42	42	40	35	30
御所ヶ丘小学校	12	11	11	10	9	9	7	6	6
郷州小学校	11	10	11	12	12	12	11	7	6
松前台小学校	11	11	11	11	11	10	6	6	6
松ヶ丘小学校	20	19	18	17	16	15	12	12	12
大井沢小学校	13	13	13	13	13	12	11	12	10

	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2033 R15	2038 R20	2043 R25
守谷中学校	13	14	16	17	19	20	20	18	17
愛宕中学校	15	15	15	15	15	15	11	9	9
御所ヶ丘中学校	18	16	16	14	14	13	12	9	9
けやき台中学校	14	14	13	13	12	11	8	6	6

■ 過小規模 小規模 適正規模 準適正規模 過大規模

- 児童生徒数推計結果によると黒内小学校では、対策を講じない場合は過大規模校化が長期間継続します。
- 一方で、2030年代頃から大野小学校および高野小学校で1学級あたりの児童数が10人台となることから、小規模校対策を検討する必要があります。

2. 通学距離の検討について



義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
(昭和33年政令第189号)

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

【通学時間による考え方】

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

(文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」)

■ 国の基準

小学校にあってはおおむね **4km以内**、中学校及び義務教育校にあってはおおむね **6km以内**であること。

■ 学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査

【許容できる通学距離】 小学校・中学校ともに2km以内が最多

【許容できる通学時間】 小学校・中学校ともに20分以内が最多

■ 常総市

① 通学距離については、

小学校においてはおおむね **4km以内**、中学校においてはおおむね **6km以内**とする。

② 通学時間については、

おおむね1時間以内を目安とすることが望ましい。

■ つくばみらい市

【小学校】 **4km以内**

【中学校】 **6km以内**

スライド 13

L6

こちらもP3と同じく、他市事例を入れてください。

LG210105, 2024/07/24

福田7

P11に3市の事例を追記しました。つくば市は国の基準のみを示しています。

福田 宏治, 2024/07/24

■通学距離のパターン

■八潮市

- ①小学校においては2km以内を基準とし、特別な事情がある場合には3km以内を許容範囲とします。
- ②中学校においては、4km以内を基準とします。

■柏市

【小学校】おおむね4km以内 【中学校】おおむね6km以内

■印西市

- ①通学距離については、国の基準に準じて、
小学校においてはおおむね4km以内、中学校においてはおおむね 6km以内を原則とします。
- ②通学時間については、
交通機関の利用も含め、おおむね1時間以内を原則とします。



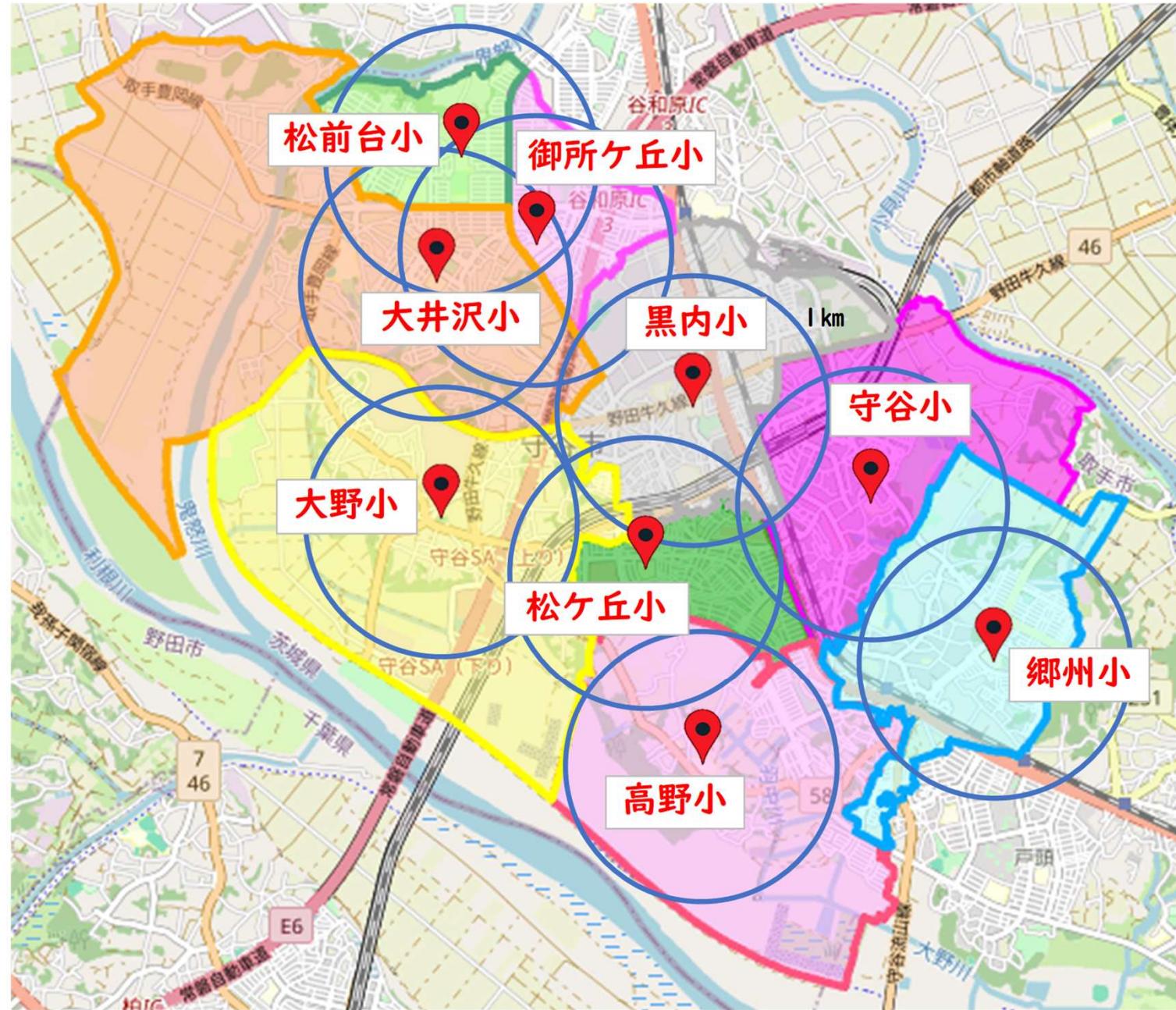
■守谷市における通学距離(案)

■守谷市における望ましい通学距離(事務局案)

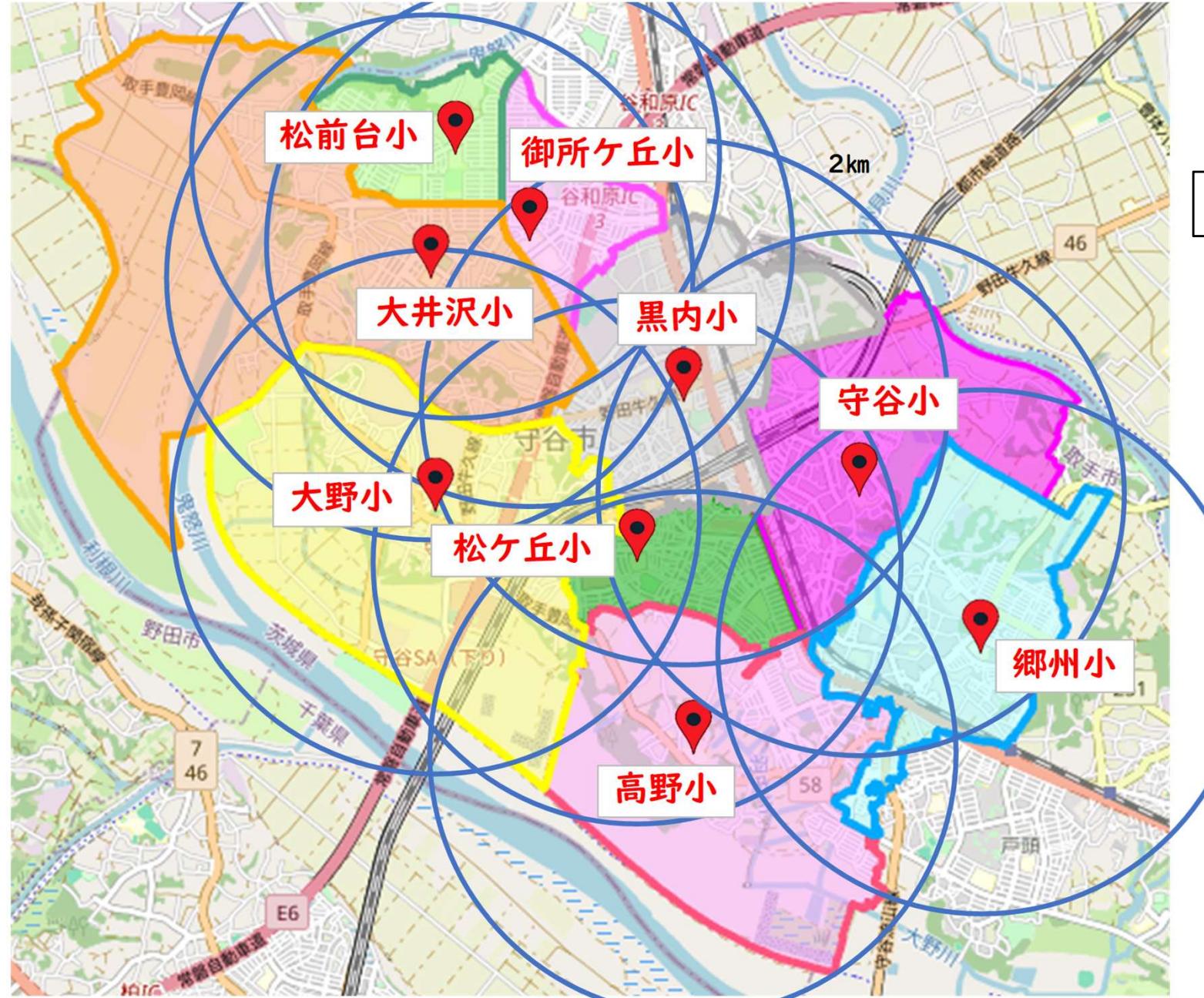
小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね4km以内とします

- ・児童・生徒の身体的な負担軽減に留意します。
- ・地域性、通学体制(特に通学路の安全性)などに配慮します。
- ・遠距離では、スクールバス等による通学支援など児童・生徒や保護者の負担軽減に努めます。





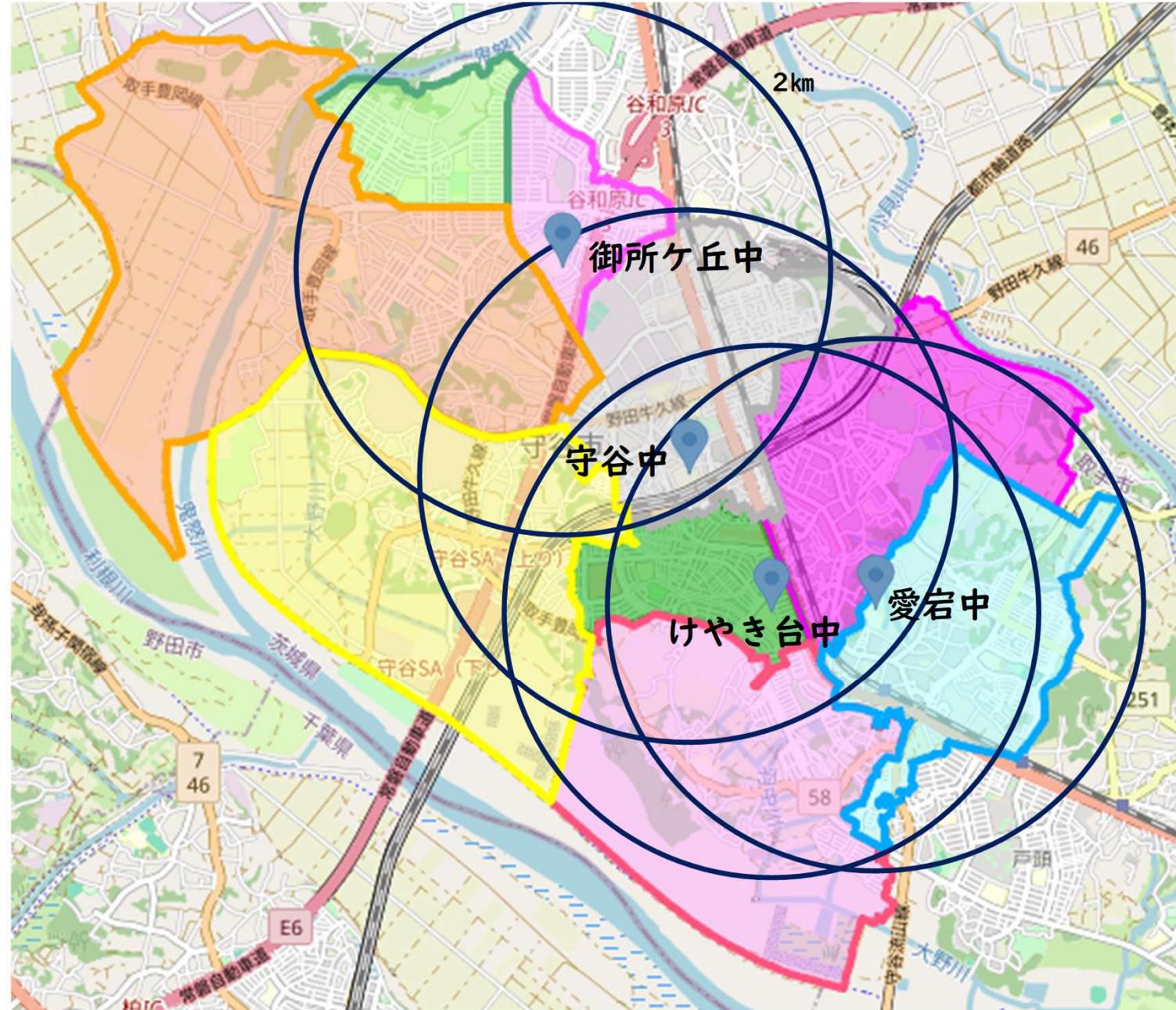
考察
市全体を
網羅でき
ない。



考察

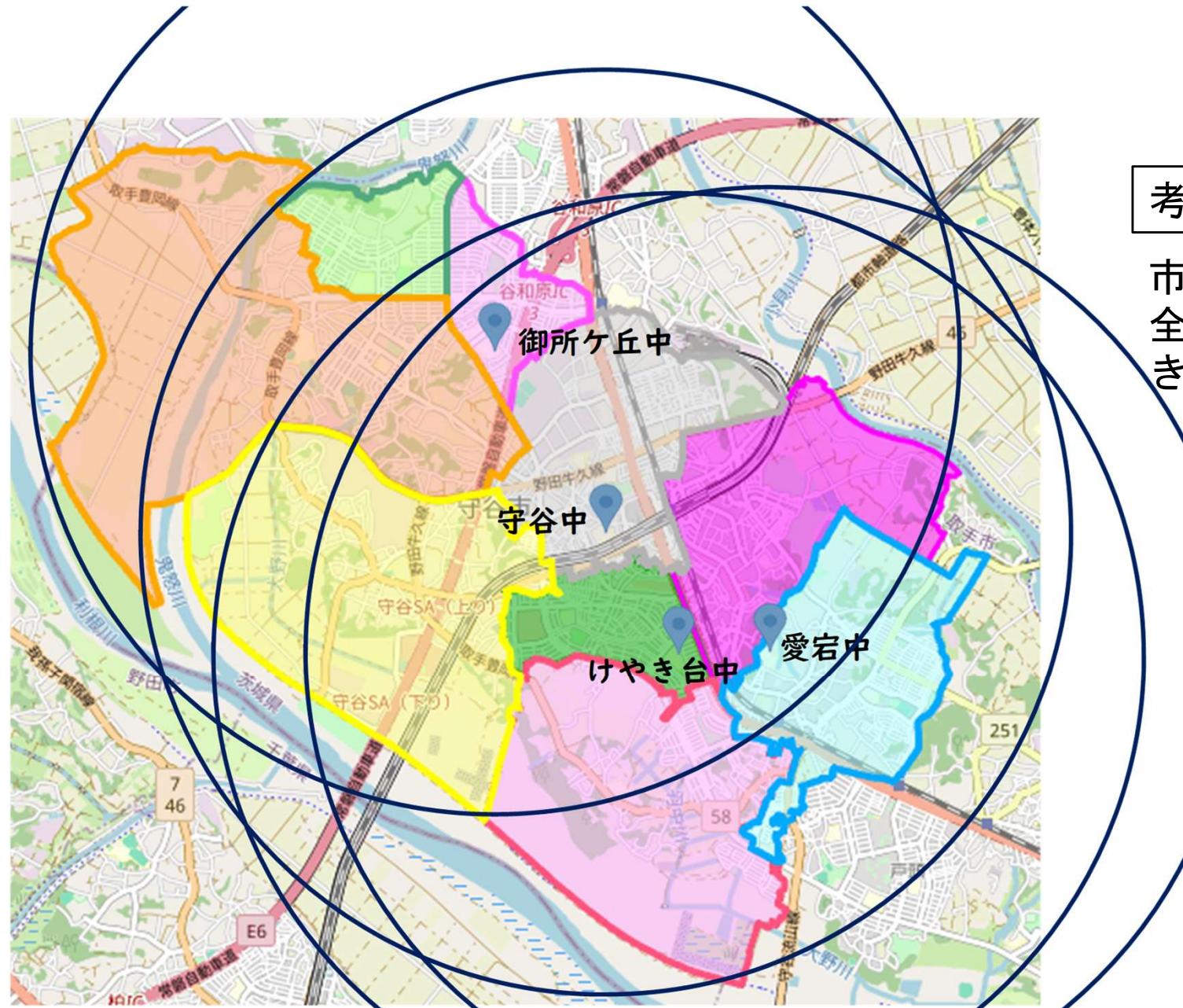
市全体を
ほぼ網羅
できる。
網羅でき
ない地域
はバス通
学対応済
み。

(参考)通学距離の目安(各中学校半径2km)



考察

市全体を
網羅でき
ない。



考察

市全体を完全に網羅できる。

✓ 規模適正化を図るうえでの課題の整理（過小規模校、過大規模校）

- ・ 規模適正化を図る基準・手法等について
- ・ 適正規模に向けた具体的な検討方法について（将来児童・生徒数推計などの必要な前提条件の整理、保護者・地域との合意形成に向けた体制構築、通学の安全性の確保等）